

令和5年5月8日

保護者の皆様

高槻市教育委員会事務局 保健給食課長
高槻市立南大冠小学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の教育行政の推進にご理解・ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止や感染予防策への対応にご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症へ移行することに伴い、下記の対応となりますので、お知らせいたします。

感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

記

1. 陽性が判明した場合（無症状の場合を含む）の出席停止期間及び登校許可証について

・有症状の場合

発症日翌日から5日間、かつ症状軽快日翌日1日間を経過するまで。

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

・無症状の場合

検体採取日翌日から5日間。

・登校に際し、登校園許可証の提出は不要。

2. 濃厚接触者の出席停止について

・不要

3. 児童生徒や同居家族がPCR検査等の結果、陽性となった場合の学校への連絡について

・不要

ただし、学校への欠席連絡は行っていただきますようお願いいたします。

4. 毎日の検温等健康観察の実施

・不要

ただし、普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにお願いします。

5. その他

- ・基礎疾患等がある児童生徒で感染することで重症化するリスクが高いなど、感染を不安に感じる場合は、必要に応じて学校にご相談ください。